

# 防火区画 について

- 西日本防災システム

防火区画について

建築令第112条

防火区画は、耐火建築物、準耐火建築物、及び主要構造部を耐火構造又は準耐火構造とした建築物等の延焼拡大防止又は煙の流入拡散防止を図るために設けるものであり、面積による **面積区画** たて穴による **たて穴区画** 用途による **用途区画** 等があります。

防火区画	防火対象物の区分	区画の面積	区画の構造	
面積区画	主要構造部を耐火構造とした建築物 主要構造部を準耐火構造とした建築物又はこれと同等の性能を有する構造とした建築物	1,500㎡ 3,000	準耐火構造(1時間火熱)又は特定防火設備	
	準耐火建築物としなければならない建築物 柱、梁を不燃材料その他の主要構造部を準不燃材料とした準耐火建築物 壁、柱、床、梁が1時間の火熱に耐えられる準大火建築物	1,000㎡ 2,000	同上	
	外壁を耐火構造とした準耐火建築物 その他 以外の準耐火建築物	500㎡ 1,000	同上	
	11階以上の部分及び地下街	内装材料が可燃、難燃材料	100㎡ 200	耐火構造又は防火設備
		下地を含め内装材料が準不燃材	200㎡ 400	耐火構造又は特定防火設備
	下地を含め内装材料が不燃材料	500㎡ 1,000	耐火構造又は特定防火設備	
たて穴区画	主要構造部が準退化構造とし、地階又は3階以上の階に居室を有するもの 吹抜け、階段等の部分と他の部分		耐火構造又は防火設備	

## 備考

表中の数字はスプリンクラー消火設備等の自動式のもの設けた部分は床面積の1/2を免除できる規定を適合させた場合の数字です。



西日本防災システム  
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd  
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



# 防火区画 について

- 西日本防災システム

防火区画について

西日本防災システム

## 面積区画

建築物の延べ面積が1,500㎡を超える場合は、原則として床面積の合計が1,500㎡以内ごとに準耐火構造（1時間火熱）の床、特定防火設備で区画しなければなりません。

但し、スプリンクラー消火設備等を設けた部分の面積の1/2は除外されます。

## たて穴区画

主要構造部を準耐火構造とし、かつ、地階又は3階以上の階に居室を有する建築物の 吹抜け、階段、昇降機の昇降路、ダクトスペース等については 他の部分と

準耐火構造の床、壁、又は防火設備で区画しなければなりません。

## 異種用途区画

建築物の一部を特定の用途に供する場合は、他の部分とは準耐火構造（1時間耐火）の床、壁、又は特定防火設備で区画しなければなりません。

## その他

防火区画を貫通する各種の配管等の隙間をモルタル等の不燃材で埋め戻しをしなければなりません。また換気設備等の風道が貫通する場合には特定防火設備（自動的に閉鎖し、遮煙性を有する

もの）を設けなければなりません。

これらの防火区画のうち開口部に設ける特定防火設備及び防火設備の構造は、常時閉鎖式かたて穴区画等については煙感知器と連動して自動的に閉鎖し、かつ、遮煙性を有するもの

面積区画等については煙若しくは熱感知器又は温度ヒューズと連動して自動的に閉鎖することができるものであることとされています。



西日本防災システム  
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd  
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ

